

条例（主なもの）

《改正》

●袋井市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

袋井市立袋井市民病院の閉院後、現病院施設を活用して指定管理者制度による総合内科的な外来や、一般・療養・回復期リハビリテーション病床を有する病院の開設にあたり、本条例の全部改正をするものです。

本条例の改正に伴い、施設名称が次のとおり正式に決定しました。

施設名称…袋井市立聖隷袋井市民病院

《聖隷袋井市民病院に関連する案件》

本定例会では、聖隷袋井市民病院に関連した次のような案件も可決しました。

◎指定管理者の指定

聖隷袋井市民病院の指定管理者が、次のとおり指定されました。

指定管理者…社会福祉法人 聖隷福祉事業団

指定期間…平成25年5月1日から平成30年3月31日まで

◎袋井市病院事業運営費補助金（債務負担行為）……………10億円
 指定管理者に対して、平成25年度から平成29年度までの5年間に
 ついて、毎年2億円を上限に運営費を補助していくことを約束する
 ものです。このため、補助金の債務負担行為が平成24年度一般会計
 補正予算（第4号）で議決されました。

●袋井市印鑑条例の一部改正について

平成25年2月から、市役所庁舎1階に「総合証明自動交付機」の設置を予定していることから、この自動交付機の利用に際し、関係する規定について、必要な改正を行うものです。

その他（主なもの）

《規約全部変更》

●掛川市・袋井市新病院建設事務組合規約の全部変更について

平成25年5月1日に開院予定の中東遠総合医療センターを運営する掛川市・袋井市病院企業団の規約を、現行の掛川市・袋井市新病院建設事務組合規約の全部を変更することにより定めるものです。

この全部変更により、次のとおり、企業団の名称や袋井市・掛川市の負担割合が決定されました。

《企業団名称》

掛川市・袋井市病院企業団

《負担割合》

病院の建設整備に係る経費

人口割…65% 均等割…20% 距離割…15%

病院の管理運営に係る経費

人口割…55% 均等割…20% 距離割…15% 利用者割…10%

【算定基準】

・人口割…前年10月1日現在の住民基本台帳人口の割合

・均等割…袋井市50%、掛川市50%の割合

・距離割…袋井市15%、掛川市85%の割合

・利用者割…前年度の外来患者及び入院患者の延べ人数による割合
 （平成25年度については、平成25年度の延べ人数）

この変更により、平成25年度における袋井市の負担割合は、次のとおり試算されました。

・病院の建設整備に係る経費…39・6%

・病院の管理運営に係る経費…39・1%